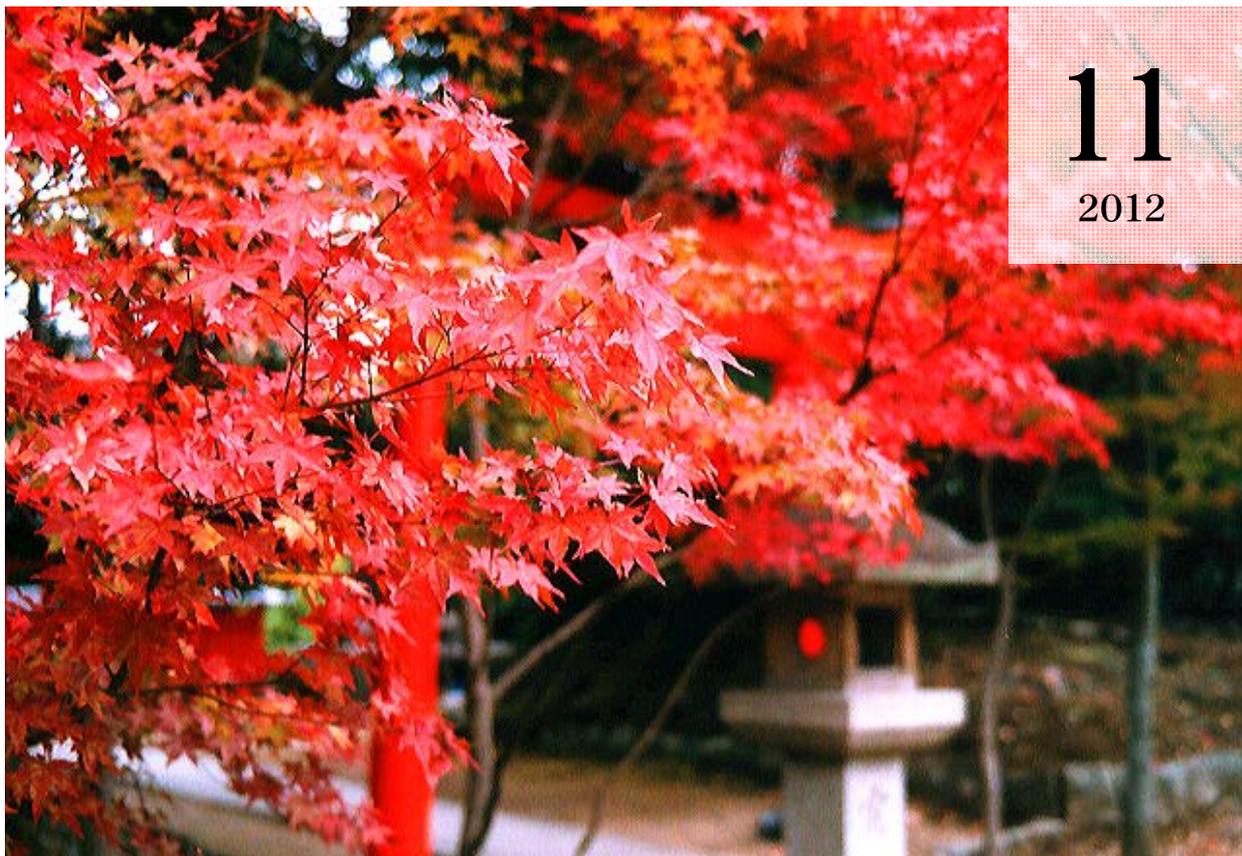


FMCだより

今年もあと2ヶ月足らずとなりました。月日の経つのは早いですが、今年やるべきことのやり残しがないか、今一度、振り返ってみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

生命保険料控除の改正



今年は、生命保険料控除が改正された年です。年末調整に先駆けて、生命保険料控除証明書や記載書類の見方や注意すべきポイントについてお届けします。

それは許されない



生命保険料控除の改正

生命保険料控除は従来『一般分』『個人年金分』に区分し、計算していました。改正では、これに介護や医療保障を対象とした『介護医療』の区分が新設され、所得税における各区分の控除限度額は各4万円（従前5万円）、生命保険料控除全体では12万円（従前10万円）が限度額となりました。この改正は、平成24年1月1日以後の契約等から適用されます。この契約等は転換や更新等の契約内容変更も該当するため、従前からの契約であっても改正後に契約内容変更を行うと改正後の計算になります。

書類の見方や注意すべきポイント

実務では、各保険会社から送付される生命保険料控除証明書に記載されている区分をもとに書類へ記載し、計算することになります。具体的には、証明書に記載されている“旧制度（旧生命保険料控除制）”“新制度（新生命保険料控除制度）”に従い、保険料控除申告書へ記載し、計算を行います。この名称は各保険会社によって若干異なるものの、旧制度か新制度か、いずれかに応じた区分ごとに保険料（証明額）が記載されています。

また、新しい保険料控除申告書の抜粋を下枠内に記載しました。

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分
					氏名	あかたの続柄	
一般の生命保険料							新・旧
							新・旧
							新・旧
生	①のうち新保険料等の金額の合計額 A	円		Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料専用）に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円)	計①
	②のうち旧保険料等の金額の合計額 B	円		Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料専用）に当てはめて計算した金額	②	(最高30,000円)	②と③の合計が大きい
命				③			
	③の金額の合計額 C	円		Cの金額を下の計算式Ⅰ（旧専用）に当てはめて計算した金額			
保							新・旧
							新・旧
							新・旧
料	④のうち新保険料等の金額の合計額 D	円		Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料専用）に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円)	計④
	⑤のうち旧保険料等の金額の合計額 E	円		Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料専用）に当てはめて計算した金額	⑤	(最高30,000円)	⑤と⑥の合計が大きい
控							

①は新旧いずれかに○をつけ、②は①によって区分した新旧各々の保険料の合計額、保険料控除額を計算します。③は新制度に係る介護医療保険料部分を記載します。①②については、新旧それぞれありますが、③は新制度のみとなるため、記載すべき場所や金額を間違えないように注意しましょう。

年末調整 11月にすべきこと

12月の年末調整実施に向け、10月は年末調整の対象となる人の確認、書類の準備や対象者への配布についてお知らせしました。次いで、11月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせしたいと思います。

平成24年分 年末調整確認表 11月

11月に確認すべきことあるいは行っておくべきことを、次の表で確認しましょう。

項目	確認すべき／行っておくべきこと
書類の確認	<input type="checkbox"/> 配布した書類が回収できたかを確認 …早めの回収を心がけましょう。 遅くなればなるほど、あとのスケジュールへ影響がでます。 <input type="checkbox"/> 必要な控除証明書の添付があるかを確認 → 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書 …今年から生命保険料控除が改正されています。 計算や記入の誤りがないかどうか、確認しましょう。 → 小規模企業共済等掛金控除証明書 → 社会保険料控除証明書（国民年金保険料、国民年金基金） <input type="checkbox"/> 配偶者の所得確認、扶養親族等の異動の有無を確認 <input type="checkbox"/> 住宅ローン控除（2年目以降）を適用する場合の書類を確認 → 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 → 年末借入残高証明書 <input type="checkbox"/> 年の途中入社の子年末調整対象者は前職の有無を確認 …前職がある場合には、前職の源泉徴収票が添付されていることを確認 しましょう。
来年分の扶養控除等申告書の確認	<input type="checkbox"/> 必要な人から回収できたか確認 …来年1月の給与を受け取る人が対象者です。 <input type="checkbox"/> 住所、配偶者、扶養親族等の異動の有無を確認 …異動がある場合には来年初めの給与計算など適宜、基本情報等の修正 を忘れないようにしましょう。

早期回収に向けて

11月は、必要書類の回収と確認が主な作業です。回収すべき人から回収できないと、あとのスケジュールに影響がでます。回収できた場合でも、必要な書類が添付されていない場合には計算ができません。回収できたからと安心せず、必要な書類が添付されているかどうかの確認をしましょう。特に、今年からは生命保険料控除が改正となっています。証明書に記載された適用制度などで確認をし、記入や計算の誤りがないかどうか、慎重に確認しましょう。また、年の途中入社で年末調整の対象者となる方がその年中に他所で働いていた場合には、他所の源泉徴収票が必要となります。手元にない場合には他所へ依頼しなければなりません。依頼が遅くなると、その分作業効率は悪くなります。対象者へ協力を仰ぎ、早期回収を促しましょう。

なお、事業所が毎月の給与から差し引く社会保険料を社会保険料控除欄へ記載する必要はあるのか、と質問を受けますが、記載する必要はありません。その他の社会保険料部分（対象者が自身で直接納めたもの）がある場合には該当欄へ記載し、必要な書類（国民年金保険料、国民年金基金）は添付するように指導しましょう。



労務情報

育児を行う際に 利用できる各種制度と 労使協定での適用除外

パートタイマーなどの非正規労働者数が全労働者数の3分の1を超えたこともあり、労使共に非正規労働者の労働条件への関心が高まってきています。それを受け、最近是非正規労働者の育児休業や育児関連制度の適用について、規程の未整備などによるトラブルが目立つようになってきました。そこで今回は育児関連制度に焦点を当て、制度概要と共に、一定の労働者をその適用除外とする労使協定について確認しておきましょう。

1. 育児関連制度

育児・介護休業法で定められている育児に関連する制度は、以下のようなものがあります。

①子の看護休暇

小学校就学前の子を養育する労働者が申し出た場合で、病気やケガをした子を看護するとき、または子に予防接種・健康診断を受けさせるときに、1年に5日まで（2人以上の場合、1年に10日まで）休暇が取得できる制度

②短時間勤務制度

3歳未満の子を養育する労働者が申し出た場合に、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度

③所定外労働の制限

3歳未満の子を養育する労働者が請求した場合に、所定外労働を免除する制度

④時間外労働の制限

小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合に、時間外労働を1ヵ月24時間、1年150時間までに制限する制度

⑤深夜業の制限

小学校就学前の子を養育する労働者が請求した場合、深夜労働（午後10時から午前5時までの労働）をさせない制度

2. 制度の適用から一部の労働者を除外する労使協定

上記育児関連制度のうち、①②③の制度は労使協定によって、以下の労働者を適用除外とすることができます。また、④については勤続1年未満の労働者と週の所定労働日数が2日以内の労働者、⑤については勤続1年未満の労働者が制度そのものの利用対象外となっています。

①子の看護休暇

- ・勤続6ヵ月未満の労働者
- ・週の所定労働日数が2日以内の労働者

②短時間勤務制度

- ・勤続1年未満の労働者
- ・週の所定労働日数が2日以内の労働者
- ・業務の性質または業務の実施体制に照らして、所定労働時間の短縮措置を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者

③所定外労働の制限

- ・勤続1年未満の労働者
- ・週の所定労働日数が2日以内の労働者

平成24年7月に育児・介護休業法が労働者数100人以下の事業主へ全面適用されたことに伴い、育児関連制度を利用する労働者が増えることが予想されます。無用のトラブルを防止するためにも、あらかじめ適用される労働者の範囲を明示しておきましょう。



病院・一般診療所の 年末賞与支給額

11月になると、そろそろ年末賞与の準備をする季節です。ここでは参考資料として、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」(※)から、病院と一般診療所の年末賞与の支給額などに関する情報を紹介します。

金額は病院より一般診療所の方が高い

上記調査から病院と一般診療所別に、事業所規模別の年末賞与支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のとおりです。

病院

23年の1人平均支給額は事業所規模5～29人(以下、5～29人規模という)では、22年に比べ50,000円程度増加しました。一方、事業所規模30～99人(以下、30～99人規模という)では5,000円程度減少しています。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人規模では1ヶ月を上回りましたが、30～99人規模では、0.96ヶ月にとどまっています。支給労働者数割合と支給事業所数割合は100%となっています。

病院・一般診療所別年末賞与支給労働者1人平均支給額
(単位:円、ヶ月、%)

病院	事業所規模5～29人		事業所規模30～99人	
	22年	23年	22年	23年
支給労働者1人平均支給額	166,459	218,969	279,737	274,718
きまって支給する給与に対する支給割合	0.94	1.19	0.96	0.96
支給労働者数割合	100.0	100.0	100.0	100.0
支給事業所数割合	100.0	100.0	100.0	100.0

一般診療所

23年の1人平均支給額は5～29人規模では22年に比べ、4,000円程度増加しました。一方、30～99人規模では2,000円程度減少しました。きまって支給する給与に対

一般診療所	事業所規模5～29人		事業所規模30～99人	
	22年	23年	22年	23年
支給労働者1人平均支給額	221,205	225,004	341,207	339,533
きまって支給する給与に対する支給割合	1.11	1.08	1.11	1.09
支給労働者数割合	89.3	88.0	100.0	100.0
支給事業所数割合	88.2	86.5	100.0	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

する支給割合は、規模にかかわらず1ヶ月を上回っています。なお、5～29人規模では、支給労働者数割合と支給事業所数割合が90%を下回っています。

(※) 毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与とは、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含みます。きまって支給する給与に対する支給割合とは、「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数(当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む)の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2012年11月

お仕事備忘録

- 1. 年末調整の準備
- 2. 年末賞与の支払準備
- 3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)
- 4. 翌年のカレンダーの作製
- 5. 忘年会の準備
- 6. 防火対策



1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらおう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

年末賞与の金額を決定します。業績検討、世間相場の情報、個別評価、配分原資の計算などから最終決定をします。最近では、一律の賞与支給率ではなく、部門ごとや個人の業績に応じた支給額決定が取り入れられるケースが多くなっています。

3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

予定納税をする人(注1)は、その年の申告納税見積額が予定納税基準額(注2)に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。

11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

(注1) 予定納税基準額(注2)が15万円以上になる場合、予定納税をしなければなりません。

(注2) 予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。

4. 翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。

取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。

全社行事として執り行う場合は総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- 場所の確保
- 来賓の確認
- 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- 余興の準備
- 出席者数の確認

など、段取りよくすすめましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動が始まります。

いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
非常時の対応方法見直し 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。

火の後始末の方法などを確認しましょう。

また不用意に、屋外に燃えやすいもの等を放置しないようにしましょう。



2012.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	友引	●労働時間適正化キャンペーン期間 ●労働保険適用促進月間
2	金	先負	
3	土	仏滅	文化の日
4	日	大安	
5	月	赤口	
6	火	先勝	
7	水	友引	立冬
8	木	先負	
9	金	仏滅	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	土	大安	
11	日	赤口	
12	月	先勝	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	友引	
14	水	仏滅	●労働保険料の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	木	大安	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	金	赤口	
17	土	先勝	
18	日	友引	
19	月	先負	
20	火	仏滅	
21	水	大安	
22	木	赤口	小雪
23	金	先勝	勤労感謝の日
24	土	友引	
25	日	先負	
26	月	仏滅	
27	火	大安	
28	水	赤口	
29	木	先勝	
30	金	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）